

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社石川組
秋田県鹿角市十和田大湯字中田1-3

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和7年9月19日～令和7年10月18日（1ヵ月）

東北区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

3 指名停止理由

株式会社石川組の業務に関し、令和4年5月27日、秋田県鹿角市の解体工事現場で、下請事業者である大館桂工業株式会社の労働者が脚立を使用しダクトの解体作業をしていたところ、脚立から転落する災害が発生したことについて、元請事業者である同社の現場代理人は、下請事業者の現場代理人と共謀して虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出した。このことにより、令和7年4月21日に労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に違反した疑いで書類送検され、同年6月24日、株式会社石川組の現場代理人に対し罰金20万円の判決が確定した。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

| 措置要件 | 期間及び措置対象区域 |
|---|--|
| （不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内 |